

技術専門校管理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和3年5月31日

長野県知事 阿部 守一

#### 長野県規則第89号

技術専門校管理規則の一部を改正する規則

技術専門校管理規則（昭和44年長野県規則第48号）の一部を次のように改正する。

別表の長野県岡谷技術専門校の項を次のように改める。

長野県岡谷 技術専門校		ものづくり技術科	1年
		機械制御科	6月
		F A装置科	6月
		プロダクトマネジメント科	6月

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

産業人材育成課

長野県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和3年5月31日

長野県公安委員会委員長 矢ヶ崎 学

#### 長野県公安委員会規則第6号

長野県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

長野県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（令和元年長野県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第4条第4項中「、又は当該書面等を提出し」を削り、同条第6項を次のように改める。

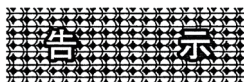
6 第1項の規定により申請等を行う者は、当該申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として次の各号に掲げる場合には、第4項の規定にかかわらず、当該申請等のうち当該部分について、公安委員会等が定める方法により行わなければならない。

- (1) 申請等をする者について対面により本人確認をする必要があると公安委員会等が認める場合
- (2) 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があると公安委員会等が認める場合
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当である部分があると公安委員会等が認める場合

附 則

この規則は、令和3年6月1日から施行する。

警務課



#### 長野県告示第334号

地方税法（昭和25年法律第226号）第144条の9第3項の規定により、次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消しました。

令和3年5月31日

長野県知事 阿部 守一

氏名又は名称	主たる事務所又は事業所の所在地	指定取消年月日
有限会社 白馬シェル石油	長野県北安曇郡白馬村北城265番地25	令和3年5月25日

税務課

## 長野県告示第335号

南信工科短期大学校及び技術専門校の令和4年度の訓練定員を次のように定めました。

令和3年5月31日

長野県知事 阿部 守一

校名	訓練職種 (訓練科)	定員	
		普通課程	短期課程
長野県南信工科短期大学校	機械科	人	人 20
長野県長野技術専門校	機械加工科	20	
	電気工事科	20	
	製版科	15	
	木造建築科	20	
長野県松本技術専門校	電気工事科	20	
	自動車整備科	50	
	木造建築科	40	
	冷凍空調設備科	40	
長野県岡谷技術専門校	ものづくり技術科		5
	機械制御科		5
	F A装置科		5
	プロダクトマネジメント科		20
長野県飯田技術専門校	自動車整備科	40	
	木造建築科	20	
長野県佐久技術専門校	機械加工科	20	
	機械CAD加工科		20
長野県上松技術専門校	木工科	40	

産業人材育成課

## 長野県告示第336号

長野県林道施設災害復旧事業査定用設計委託費等補助金交付要綱（昭和60年長野県告示第175号）の一部を次のように改正し、令和3年度の補助金から適用します。

令和3年5月31日

長野県知事 阿部 守一

第3第1項の表中「1,000分の140」を「1,000分の205」に、「1,000分の131」を「1,000分の192」に、「1,000分の119」を「1,000分の174」に、「1,000分の103」を「1,000分の151」に、「1,000分の79」を「1,000分の116」に、「1,000分の41」を「1,000分の60」に改める。

第7の見出し中「提出部数及び」を削り、同第7中「、正副2部とし」を削る。

信州の木活用課

## 長野県教育委員会告示第2号

令和4年度長野県立中学校入学者選抜要綱を次のとおり定めました。

令和3年5月31日

長野県教育委員会

## 1 要綱の名称

令和4年度長野県立中学校入学者選抜要綱

## 2 要綱の内容

要綱の内容は、長野県教育委員会のホームページ (<https://www.pref.nagano.lg.jp/kyoiku/kyoiku/jukense/index.html>) に掲載しました。

高校教育課

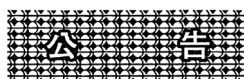
## 長野県公安委員会告示第34号

長野県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（令和元年長野県公安委員会規則第7号）第3条の規定により、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う手続等について、当該手続等の根拠となる法令の名称及び条項を次のとおり告示し、令和3年6月1日から施行します。

令和3年5月31日

長野県公安委員会委員長 矢ヶ崎 学

名 称	条 項
道路交通法（昭和35年法律第105号）	第78条第1項 第78条第4項 第78条第5項
警備業法（昭和47年法律第117号）	第16条第2項 第16条第3項
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第4号）	第17条第1項

生活安全企画課  
組織犯罪対策課  
交通規制課

## 公告

次のとおり随意契約の相手方を決定しました。

令和3年5月31日

長野県知事 阿 部 守 一

## 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量

令和3年度長野県自治体情報セキュリティクラウド運用業務委託 一式

## 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地

- 名 称 長野県企画振興部DX推進課デジタルインフラ整備室
- 所在地 長野市大字南長野字幅下692-2

## 3 随意契約の相手方を決定した日

令和3年3月22日

## 4 随意契約の相手方の名称及び所在地

- 名 称 株式会社 電算
- 所在地 長野市鶴賀七瀬中町276-6

## 5 随意契約に係る契約金額

54,434,406円

## 6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

## 7 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号該当